

別表第2(第4条、第5条、第11条関係)

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準単価(円)
介護・ 訓練支 援用具	特殊マッ ト	児童相談所又は知的障害者 更生相談所において知的障 害児・者として判定され、 障害の程度が重度又は最重 度である者及び下肢又は体 幹機能障害2級以上でそれ ぞれ原則として3歳以上の 者(寝返りや起き上がりが 困難な者に限る。)	失禁等による汚染又は損耗 を防止するためマット(寝 具)にビニール等の加工を したもの	5年	50,000
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 であって、原則として学齢 児以上の者(寝返りや起き 上がりが困難な者に限 る。)	尿が自動的に吸引されるも ので、障害児又は介助者が 容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級 以上であって入浴に介助を 要する者で、原則として学 齢児以上のもの	障害児を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させ るもの	5年	82,400
	体位変換 器	下肢又は体幹機能障害2級 以上であって、下着交換等 に当たって家族等の介助を 要する者で原則として学齢 児以上のもの	介助者が障害児の体位を変 換させるのに容易に使用し 得るもの	5年	15,000
	移動用リ フト	下肢又は体幹機能障害2級 以上であって、原則として 学齢児以上の者(移乗又は 移動若しくは立ち上がりが 困難な者に限る。)	介助者が重度身体障害児を 移動させるに当たって、容 易に使用し得るもの。ただ し、天井走行型その他住宅 改造を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級 以上であって、原則として 3歳以上の者	座位の保持を可能とする機 能を有し、附属のテーブル を付けて食事の訓練ができ るもの等	5年	50,000
	訓練用ベ ッド	下肢又は体幹機能障害2級 以上であって、原則として 学齢児以上の者(寝返りや 起き上がりが困難な者に限 る。)	原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度等を個別 に調整できる機能を有する もの	8年	154,000
自立生 活支援 用具	入浴補助 用具	下肢又は体幹機能障害児で あって、入浴に介助を要す るもので原則として3歳以 上のもの	入浴時の移動、座位保持、 浴槽への入水等を補助で き、障害児又は介助者が容 易に使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅改修 を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級 以上であって、原則として 学齢児以上の者	手すり付きのもの。ただ し、取替えに当たり住宅改 修を伴うものを除く。	8年	10,000
	T字状・棒 状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害のある者	平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害児の歩行を補 助し得るもの(附属品とし て、夜光材を含む。外装に 白色又は黄色ラッカーを使 用することができる。)	3年	主体：木材、外装： ニス塗装 2,200 主体：軽金属、外 装：塗装なし 3,000
	移動・移 乗支援用 具	平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害を有し、家庭 内の移動等において介助を 必要とする者であって、原 則として3歳以上のもの	おおむね次に掲げる性能を 有する手すり、スロープ等 であること。ただし、設置 に当たり住宅改修を伴うも のを除く。 ア 障害児の身体機能の状 態を十分踏まえたもので あって、必要な強度と安 全性を有するもの。	8年	60,000

			イ 転倒予防、立ち上がりの動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	主材料プラスチック無(オーダー) 15,200 主材料プラスチック無(レディ) 12,160 主材料プラスチック有(オーダー) 36,750 主材料プラスチック有(レディ) 29,400
	特殊便器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び上肢障害2級以上であって、それぞれ原則として学齢児以上の者(排便後の処理が困難な者に限る。)	温水温風を出し得るもので、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
	火災警報器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	電磁調理器	視覚障害2級以上の児童及び児童相談所において知的障害児として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、原則として中学生以上の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害児が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者	視覚障害児が容易に使用しうるもの	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	10年	87,400
在宅療養等支援具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上の身体障害児であって、医療	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	10年	17,000

		保険における在宅酸素療法を行うもの			
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な身体障害児であって医師の意見書等により必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの(附属品としてバッテリーを含む。)	5年	157,500
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)測定センサー	動脈血中酸素飽和度測定器の使用が必要と認められる身体障害児	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	—	(月額)6,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上のもの	障害児向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	8年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の障害児又は視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
	点字器	視覚障害児であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害児が容易に使用し得るもの(附属品として、点筆を含む。)	標準型 7年	32マス18行両面書真鍮板製 10,400 32マス18行両面書プラスチック製 6,600
				携帯用 5年	32マス4行片面書アルミニウム製 7,200 携帯用32マス12行片面書プラスチック製 1,650
	点字タイプライター	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	容易に操作ができるもの	5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	(録音再生機) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年	85,000
			(再生専用機) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式に		35,000

			より記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年		99,800
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学年齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年		198,000
盲人用時計	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害児が容易に使用し得るもの	10年	触読 音声	10,300 13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として学齢児以上のもの	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児が容易に使用し得るもの	5年		71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用しうるもの	6年		88,900
人工喉頭	音声機能障害児であって、喉頭を摘出したもの	(笛式)呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(附属品として、気管カニューレを含む。)	4年	気管カニューレ無し 気管カニューレ有り	5,000 8,100
		(電動式)顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年		70,100
福祉電話(貸与)	難聴児又は外出困難な身体障害児(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックスの被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害児が容易に使用し得るもの	—		—
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害児が容易に使用し得るもの	—		—

	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害児であって、原則として学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	1,030,000
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児	点字により作成された図書	—	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう機能障害児又は直腸機能障害児でストマを造設したもの	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストーマ用品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等)及び洗腸用具	— (洗腸用具にあつては6月)	蓄便袋(月額) 8,600 蓄尿袋(月額) 11,300 洗腸用具 12,000 紙おむつ等(月額) 12,000
	収尿器	高度の排尿機能障害児	脊髄損傷等により排尿障害(特に失禁のある場合など)のある場合に使用されるもの	6月	男性用・普通型 7,700 男性用・簡易型 5,700 女性用・普通型 8,500 女性用・簡易型 5,900
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であつて障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であつて、それぞれ原則として学齢児以上の者(排便後の処理が困難な者に限る。))	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000

備考

- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- ストーマ装具の例外として、次の者(3歳以上)を対象に、紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品をいう。)を支給することができるものとする。
 - 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
 - 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
 - 上肢及び下肢の重複障害1級若しくは上肢及び体幹機能の重複障害1級又は体幹機能障害1級の者であり、かつ、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者のうち、そのいずれもが乳幼児期以前に発現した疾病等が原因であるものであつて、紙おむつ等の用具類を必要とする者